

沖縄県における感染者の急増に関する緊急対応について

昨日4月7日に政府は、新型コロナウイルス感染症が、国民の生命、健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、全国的で急速な蔓延によって、国民の生活、経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると判断し、緊急事態を宣言しました。

対象地域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、及び福岡県の7都府県で、期間は4月7日から5月6日としています。

沖縄県内においても、今週に入り感染者数が著しく増加しており、感染経路が明らかではない患者も増加しております。このような状況は、国の専門家会議の定める地域区分において、これまでの「感染確認地域」から、「感染拡大警戒地域」に移行しているものと認識しております。県外からの移入例も多数確認される中、さらなる感染拡大が懸念されており、強い危機感を持って対応する必要があると考えております。

新型コロナウイルスの感染拡大を抑える重大な局面にあることから、県外からの感染者の流入を抑えること、感染につながる人と人との接触を極力減らすこと、そして、県内でクラスター感染を発生させない取組が重要であると考えています。

このため、国の緊急事態宣言において対象地域に指定された7都府県を含め、県外から本県への旅行等を含む渡航につきまして、緊急事態宣言が発令されている間、自粛をしていただくようお願い致します。

観光をリーディング産業とする沖縄県において、渡航自粛要請が本県経済に及ぼす影響は決して小さいものではありませんが、何よりも沖縄県民の命と健康を守ることが最優先である、との思いで、お願いをさせていただくものであり、その趣旨をご理解ください。

なお、転勤、進学などやむを得ず来県される方は、到着後2週間の健康観察を行うとともに、その間の外出や人との接触を控えて下さい。特に宣言の対象地域から来る方は、家族にうつさないような対策、外出自粛の徹底をお願いします。当然のことながら、県民の皆様におかれましても、感染拡大防止のため県外への不要不急の渡航を控えるようお願い致します。

また、県内における感染者の急増を踏まえ、県としましては、医療の確保が喫緊の課題と考えております。島嶼県である本県は、県内の限られた医療資源で対応する必要があり、医療提供体制の整備については、従来の感染症病床だけでは対応できないため、指定医療機関における対応病床の増、協力医療機関における患者受入、軽症者を自宅や宿泊施設で療養していただく等の医療体制を早急に整備致します。

特に離島の場合には、感染症の移入に対するリスクが高く、離島市町村からも入島を自粛する

よう要望されていることを踏まえ、強い警戒感を持った対応が必要であると考えております。県としては、感染者の搬送体制の強化を含め医療体制の確保に取り組んでまいります。

次に県民の皆様におかれましては、個人でできる予防対策として、石けんを使った手洗いの励行、アルコールを使った手指消毒、マスクの着用、咳エチケットの実施、ご自身の周囲の方と2m以上の間隔を保つことなどを意識して行動して下さい。

また、こまめな換気を心がけるとともに、密閉空間・密集場所・密接場面という集団感染の起こりやすい場所では、知らない間に感染を受ける可能性もありますので、10名以上の集会やイベントへの参加は控えてください。さらに、このような人が集まる状況を避けるために、不要不急の外出を控えて頂きますようお願いいたします。

新型コロナウイルスから自分を守るために「うつらない」、流行させないために「うつさない」また、医療が受けられる体制を守るため医療機関を「つぶさない」といった、「うつらない」、「うつさない」、「つぶさない」を徹底することをお願い致します。

今は県民お一人お一人の自覚と行動がなりよりも重要です。
県民皆様のご理解とご協力を心から願います。

国の緊急経済対策を受けての知事コメント

昨日、国の緊急経済対策の発表がありました。新型コロナウイルス感染症拡大の収束に目途がつくまでの「緊急支援」と、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起等の「V字回復」を目指すフェーズの二段階の対策を示し、国民の命と健康と生活を守り抜くために、日本経済を持続的な成長軌道へ戻すことを確実に成し遂げるための経済対策が示されています。

沖縄県の主要産業である観光産業は複合産業であり、感染拡大に伴う入域観光客の激減やサプライチェーンの停滞により、宿泊業、小売業、娯楽産業、運輸、農業に至るまで多岐にわたる業種において、多大なダメージを与えています。

このまま、海外航空便やクルーズ船の停止、移輸出や消費の落ち込みが続けば、沖縄経済の推進力であったアジアのダイナミズムの取り込みが出来ず、大きく経済が落ち込み、未曾有の経済的危機が生じます。

先日、私は、那覇市の中心商店街における感染症の影響について、現地視察や事業者の皆さんとの意見交換を行ってまいりましたが、声を聴くというより、悲痛な叫びを聞く思いがしました。

地域経済の現場の細部にまで大きな影響を及ぼしており、危機から市場のオーバーたちが経営する店を守り、企業を守り、県民を守るために、出血を止める緊急措置、そして展望を開くための中長期的な対策に全力で取り組む決意を強くしました。

離島の多くは経済規模が小さく、零細企業が主で、農業や民宿等の生業を守り、また医療提供体制においても病床や人員が限られ厳しい環境下にあることから、感染や経済危機から離島(しま)を守るための離島対策にも注力します。

また、リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーション(デジタル化への転換)を加速し、将来の遠隔医療や教育等への応用やテレワークを推進するなど、離島の不利性の解消に努めます。

国の緊急経済対策は感染拡大の防止策、雇用の維持と事業の継続、終息後のV字回復、将来の強靱な経済構造の構築などの5つの柱からなっています。基本的には国の緊急対策が及ばないところを県が補完、強化する緊急対策を打ち出していきます。

県では令和元年度の補正予算で、県民の生活を支える対策として、個人向け緊急小口資金貸付による支援に要する経費に対して2億 2,800 万円、令和2年度当初予算の補正で、県内事業者を守るための対策として、県融資制度の中小企業セーフティーネット資金の融資枠拡大に伴う経費に対して、160 億円の増額補正を行い、融資枠 480 億円分を新たに確保し、さらに4月からは、業歴が3ヶ月以上1年未満の中小企業も融資対象としている他、民間融資から低金利のセーフティネット資金への借り換えを可能としたところであります。

また、今後の対策を切れ目なく実施できるよう、10 億円の予備費を確保し、雇用を守るための対策として、国の雇用調整助成金の上乗せについては、中小企業者の自己負担が生じないよう、関係機関等との調整を進めており、速やかに対応してまいります。

さらに、4月1日付で交付決定を受けたソフト交付金についても、新型コロナウイルス感染症の緊急対応を踏まえた事業計画の見直しが行えるよう内閣府と早急に調整を行い、可能な限り速やかに対応を行うとともに、公共事業の早期執行などと併せ、県経済の支援に緊急に取り組んでまいります。

そのほか、地元事業者への優先発注、委託契約における概算払い率の検討、県税や県営住宅の入居料の徴収猶予等について既存の制度も活用しながら最大限に対応してまいります。

引き続き、3月9日に公表した県の緊急対策を軸に、更に対策の厚みや各業界団体からの要望を踏まえた追加の対策、今般の国の緊急経済対策の活用を視野に入れながら、以下のことを県の緊急対策第2弾として、とりまとめまいります。

更なる「緊急支援」の対策として、・雇用調整助成金等の円滑な手続き対応のための支援機関

に対する業務支援をいたします。

- ・県内中小企業等の厳しい現状を踏まえ、固定費を含め事業継続に必要な支援策を検討してまいります。
- ・新型コロナウイルスと関係のない家計の固定消費も風評等により、落ち込んでおり、県産品や農林水産物等の消費拡大キャンペーンを展開してまいります。

また、収束後の反転攻勢に向けた対策として

- ・県民に対する県産品の消費喚起策や県内旅行・宿泊商品に対するクーポン等による支援を行ってまいります。
- ・観光関連事業者や飲食業、小売業をはじめとする、あらゆる業種への直接的な効果が及ぶ経済対策を推進します。
- ・本県が抱える子どもの貧困等の特殊事情を踏まえた生計維持や就学支援策を推進します。

国の緊急経済対策の全体の内容を精査しながら、連携し、感染症対策に万全を期すとともに、本県の特殊事情に鑑み、あらゆる領域において切れ目なく実施してまいります。

雇用の維持と事業の継続については、

- ・拡充された雇用調整助成金の事業者負担の軽減や手続きの簡素化を進めます。
- ・民間融資の実質無利子・無担保融資による借り換え等の資金繰り対策を行います。

生活に困っている世帯に対する国の生活支援臨時給付金に加え、県としても生活困窮者に対する支援の拡充を検討してまいります。

さらに、地域経済の活性化については、感染拡大の防止、地域経済・住民生活の支援など、地方自治体が地域の実情に応じて必要な事業を実施する「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、地域のさまざまな意見を踏まえた、きめ細やかな取組を検討してまいります。

これらの国の経済対策に加え、県独自の支援策を迅速に切れ目なく実行に移していくため、県議会とも連携しながら、第2弾、第3弾の補正予算の編成についても早急に着手してまいります。